

法改正直前特集①

中小企業のみなさまは要注意ですよ！



2023年4月1日から 月60時間を超える 時間外労働の割増賃金率が引き上げられます

2010年の労働基準法の改正で月60時間超の時間外労働に対する割増賃金率が25%から50%に引き上げられ（対象は大企業のみ）、中小企業においては25%のまま猶予措置がとられていましたが、本年4月1日からは中小企業も割増賃金率が50%に引き上げられます。

中小企業の事業主のみなさまにおかれましては、給与システムの改修や就業規則の変更等のご対応をよろしくお願い致します。

（2023年3月31日まで）

月60時間超の残業割増賃金率
大企業：50%（2010年4月から適用）
中小企業：25%

（2023年4月1日から）

月60時間超の残業割増賃金率
大企業、中小企業ともに50%
※中小企業の割増賃金率を引き上げ

	1ヶ月の時間外労働 1日8時間・1週間40時間を超える労働時間	
	60時間以下	60時間超
大企業	25%	50%
中小企業	25%	25%



	1ヶ月の時間外労働 1日8時間・1週間40時間を超える労働時間	
	60時間以下	60時間超
大企業	25%	50%
中小企業	25%	50%

月60時間を超える
時間外労働を深夜労働
（22時～5時）に行う
と、当然割増率を加算
する必要があります。

深夜労働
75%
（50%+25%）



法改正直前特集②

特に建設業・製造業の関係事業者の方は要注意ですよ！



2023年4月1日から 危険有害な作業※を行う事業者は 一人親方等に対して一定の保護措置が義務付けられます

※危険有害な業務とは

労働安全衛生法第22条に関して定められている以下の11の省令で、労働者に対する健康障害防止のための保護措置の実施が義務付けられている作業が対象です。（労働安全衛生規則、有機溶剤中毒予防規則、鉛中毒予防規則、四アルキル鉛中毒予防規則、特定化学物質障害予防規則、高気圧作業安全衛生規則、電離放射線障害防止規則、酸素欠乏症等防止規則、粉じん障害防止規則、石綿障害予防規則、東日本大震災により生じた放射線物質により汚染された土壌等を除染するための業務等に係る電離放射線障害防止規則）

①作業の一部を請け負わせる場合は、請負人（一人親方、下請業者）に対しても、以下の措置の実施が義務付けられます。

- 請負人だけが作業を行うときも、事業者が設置した局所排気装置等の設備を稼働させる（または請負人に設備の使用を許可する）等の配慮を行うこと
- 特定の作業方法で行うことが義務付けられている作業については、請負人に対してもその作業方法を周知すること
- 労働者に保護具を使用させる義務がある作業については、請負人に対しても保護具を使用する義務がある旨を周知すること

②同じ作業場所にいる労働者以外の人（一人親方、他社の労働者、資材搬入業者、警備員など契約関係は問わない）に対しても、以下の措置の実施が義務付けられます。

- 労働者に保護具を使用させる義務がある作業場所については、その場所にいる労働者以外の人に対しても保護具を使用する必要がある旨を周知すること
- 労働者を立入禁止や喫煙・飲食禁止にする場所について、その場所にいる労働者以外の人にも立入禁止や喫煙・飲食禁止とすること
- 作業に関する事故等が発生し労働者を退避させる必要があるときは、同じ場所にいる労働者以外の人にも退避させること
- 化学物質の有害性等を労働者が見やすいように掲示する義務がある作業場所について、その場所にいる労働者以外の人にも見やすい箇所に掲示すること

労働条件・賃金・労働時間等のお問い合わせは
労働者の安全と健康確保のお問い合わせは
労災保険・労働保険等のお問い合わせは
解雇・賃金の引き下げ・いじめ・いやがらせ等の相談は

第1～4方面（086-225-0591）
安全衛生課（086-225-0592）
労災課（086-225-0593）
総合労働相談コーナー（086-283-4540）



厚生労働省 岡山労働局
岡山労働基準監督署



高齢労働者の労働災害が増加しています

岡山労働基準監督署管内における令和4年12月末現在の休業4日以上労働災害の速報値では、高齢労働者（60歳以上）が被災者全体の26%を占めています。高齢労働者の割合は長期的に見ると徐々に増加しており、約20年前と比較すると倍増しています。

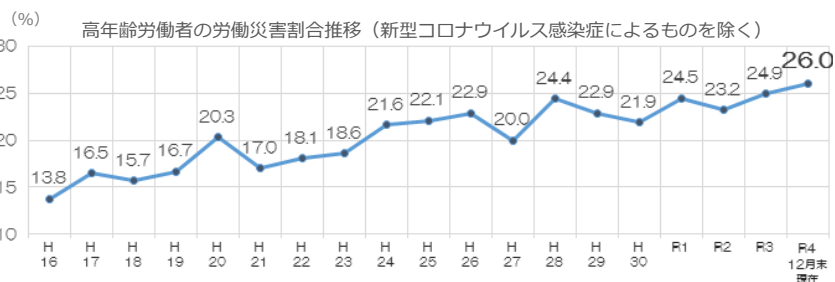
高齢労働者は身体機能が低下すること等により、若年層に比べ労働災害の発生率が高く、休業も長期化する傾向にあります。

高齢労働者の労働災害を防止するため、通路の段差の解消や照度を明るくする等職場環境の改善（ハード面の対策）や、敏捷性や筋力の低下等の高齢労働者の特性を考慮して作業内容の見直し（ソフト面の対策）を行うことが求められます。

また、高齢労働者の労働災害で最も多い事故の型は「転倒」災害です。岡山労働基準監督署管内における令和4年12月末現在の休業4日以上労働災害の速報値で、転倒災害は199件発生していますが、そのうち高齢労働者が35%を占めています。



岡山労働基準監督署では高齢労働者の労働災害防止を勧奨するためのパンフレットを作成し、窓口等で配布しています。
岡山労働局ホームページにも掲載していますので参考にご覧ください。



労働災害発生状況

※「休業」は休業4日以上労働災害

2022年発生件数と前年同時期比較（死亡2/20速報値、休業1/31速報値）

業 種	2022年		2021年		増減	
	死亡	休業	死亡	休業	死亡	休業
製 造 業	1	259	1	207	0	52
金属製品	0	42	1	56	▲ 1	▲ 14
機械器具	0	61	0	26	0	35
化学工業	0	26	0	13	0	13
食料品	1	52	0	47	1	5
その他	0	78	0	65	0	13
建 設 業	0	131	2	120	▲ 2	11
運輸交通業	0	150	0	165	0	▲ 15
旅 客	0	12	0	15	0	▲ 3
道路貨物	0	138	0	150	0	▲ 12
第三次産業	1	2054	0	509	1	1545
商 業	0	168	0	136	0	32
保健衛生	0	1679	0	193	0	1486
接客娯楽	0	60	0	68	0	▲ 8
その他	1	147	0	112	1	35
その他の業種	0	23	0	14	0	9
全 産 業	2	2617	3	1015	▲ 1	1602

2022年（全産業）は2617件の内コロナ感染によるものは1740件、2021年（全産業）は1015件の内147件

定期健康診断結果報告書の様式が改正されています

労働安全衛生規則の一部が改正され、令和4年10月1日より定期健康診断結果報告書が改正され、**歯科健康診断**は別の様式「有害な業務に係る歯科健康診断結果報告書（様式第6号の2）」で報告していただくようになりました。

改正前
～令和4年9月30日

定期健康診断結果報告書
(様式第6号)

【提出義務】
常時 50 人以上の労働者を使用する事業場のみ提出が必要です

改正後
令和4年10月1日～

定期健康診断結果報告書
(様式第6号)

【提出義務】
常時 50 人以上の労働者を使用する事業場のみ提出が必要です

**有害な業務に係る
歯科健康診断結果報告書
(様式第6号の2)**

【提出義務】
使用する労働者の数にかかわらず提出が必要です

岡山県で開催される G7 労働雇用大臣会合を盛り上げよう



本年5月に広島で開催される G7 サミットに先立ち、4月22～23日に岡山県倉敷市で「**G7労働雇用大臣会合**」が開かれます。

労働雇用分野の諸課題について G7 の閣僚間で議論を行うもので、開催地に岡山県が選ばれたことは大変栄誉で、意義深いです。また、国際的に注目されるわけですから、岡山労働局で労働行政に携わる者として気を引き締めて行政を推進してお迎えをしたいと考えております。

3月中には「記念フォーラム」や「記念シンポジウム」の開催も予定されており、開催ムードも高まってきました。滅多にない機会ですので、岡山県民の皆さまにおかれましては、**G7労働雇用大臣会合**に注目していただくとともに、是非ともイベント等に参加されて、労働雇用について考える機会としていただくことを勧奨いたします。

個人的には、世界各国の「働き方」や「労働安全衛生」の水準がどのくらいなのか、興味のあるところであり、取材・研究をして参りたいと思っています。

岡山労働基準監督署 署長 小松原 邦正